



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年8月11日火曜日 第2090号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

行政書士法第14条の規定に基づく処分の実施.....	751
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	751
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可 申請の概要.....	751
農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更の承認.....	753
開発行為に関する工事の完了.....	753
町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（3件）.....	754

### 告 示

#### ○愛媛県告示第1038号

行政書士法（昭和26年法律第4号）第14条の規定に基づき、次のとおり行政書士の処分を行った。

平成21年8月11日

愛媛県知事 加戸守行

#### 1 被処分者

##### (1) 住所

上浮穴郡久万高原町久万 160 番地 6

##### (2) 氏名

土居喜史

##### (3) 登録番号

第88390973号

#### 2 処分年月日

平成21年8月5日

#### 3 処分の内容

15日間の業務の停止（平成21年8月12日から同月26日まで）

#### ○愛媛県告示第1039号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成21年8月11日

愛媛県知事 加戸守行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成21年8月11日から8月24日まで

#### ○愛媛県告示第1040号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成21年8月11日

愛媛県西条保健所長 竹之内 直人

#### 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

中元クリーニング株式会社

広島県府中市上下町上下 945 番地

代表取締役 中元 勇志

#### 2 事業場の名称及び所在地

中元クリーニング株式会社四国新居浜工場

新居浜市黒島一丁目7番35号

#### 3 特定施設に関する事項

(1) 3 - 1 - 2

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第67号 洗たく業の用に供する洗浄施設	
特定施設の能力	1回当たり50キログラム処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後2日	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	間 欠	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 8 最大 7.5～10
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 145 最大 220
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 150 最大 200
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 13
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 4 最大 5
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 16 最大 18	

(2) 3 - 1 - 1

特定施設の種類	政令別表第1第67号 洗たく業の用に供する洗浄施設
特定施設の能力	1回当たり50キログラム処理

工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後2日	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	間 欠	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 8 最大 7.5~10
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 145 最大 220
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 150 最大 200
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 13
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 4 最大 5
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 16 最大 18	

(3) 3 - 3 - 4

特定施設の種 類	政令別表第1第67号 洗たく業の用に供する洗浄施設	
特定施設の能力	1回当たり35キログラム処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後2日	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	間 欠	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 - 最大 -
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 - 最大 -
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 - 最大 -

	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 - 最大 -
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 - 最大 -
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 0 最大 0	

(4) 3 - 1 - 3

特定施設の種 類	政令別表第1第67号 洗たく業の用に供する洗浄施設	
特定施設の能力	1回当たり30キログラム処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後2日	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	間 欠	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 8 最大 7.5~10
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 145 最大 220
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 150 最大 200
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 13
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 4 最大 5
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 14 最大 16	

(5) 3 - 1 - 7

特定施設の種 類	政令別表第1第67号 洗たく業の用に供する洗浄施設	
特定施設の能力	1回当たり30キログラム処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後2日	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	

特定施設の使用時間間隔	間 欠	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 8 最大 7.5~10
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 145 最大 220
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 150 最大 200
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 13
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 4 最大 5
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 14 最大 16	

4 汚水等の処理施設に関する事項

設 置 年 月 日	平成元年 1月31日		
処 理 施 設 の 種 類	生物処理及び物理処理		
処 理 施 設 の 型 式	活性汚泥処理及び凝集沈殿処理		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 10.9メートル 横 34メートル 高さ 5.5メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり400立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	活性汚泥処理及び凝集沈殿処理		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 8 最大 10	通常 6.7~7.5 最大 5.8~8.6

汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 140 最大 200	通常 20 最大 30
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 150	通常 20 最大 30
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 13	通常 6 最大 8
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 6	通常 4.5 最大 5
	汚水等の1日当たりの量	通常 360 最大 390	通常 360 最大 390

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.7~7.5 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 30
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 30
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 6 最大 8
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 4.5 最大 5
	汚水等の1日当たりの量	通常 360 最大 390

○愛媛県告示第1041号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を次のとおり承認した。

平成21年 8月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

変更の承認を受けた農地保有合理化法人の名称	変更の承認に係る農地保有合理化事業の種類	承認年月日
越智今治農業協同組合	法第4条第2項第1号に掲げる事業	平成21年 8月 4日

○愛媛県告示第1042号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成21年 8月11日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
21中局建(開)第21号 平成21年7月31日	東温市見奈良字廣坪585番1	伊予郡砥部町五本松322番地 有限会社マドカ

○愛媛県告示第1043号

愛南町から協議のあった町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・土居2地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成21年8月11日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・土居2地区)計画書の写し
- (2) 愛南町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成21年8月12日から9月8日まで

3 縦覧場所

愛南町役場本庁

2 縦覧期間

平成21年8月12日から9月8日まで

3 縦覧場所

愛南町役場本庁

○愛媛県告示第1044号

愛南町から協議のあった町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・御荘長洲地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成21年8月11日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・御荘長洲地区)計画書の写し
- (2) 愛南町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成21年8月12日から9月8日まで

3 縦覧場所

愛南町役場御荘支所

○愛媛県告示第1045号

愛南町から協議のあった町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・中ノ谷地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成21年8月11日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・中ノ谷地区)計画書の写し
- (2) 愛南町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し